

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第309号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月23日 02時18分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市梶取ノ鼻西方沖 来島梶取鼻灯台から真方位277° 2, 200m付近 (概位 北緯34° 07.2' 東経132° 52.1')	
事故等調査の経過	平成21年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 徳譽丸、699トン 134427、有限会社佐々木海運 B 漁船 清丸、4.99トン EH3-32766（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長A、三級海技士（航海） 甲板長A、六級海技士（航海） 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船尾外板に擦過傷 B 船首張出甲板が折損	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、梶取ノ鼻西方沖を約11.5ノット（kn）の速力で南西進中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、梶取ノ鼻西方沖を約8knの速力で東進中、平成21年11月23日02時18分ごろ両船が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 約0.4knの北流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、梶取ノ鼻西方沖を南西進中、B船をレーダーで認めたが、甲板長Aが、B船が接近したら避けようと思い、適切な見張りを行わずに航行して、B船が接近していることに気付かなかったものと考えられる。 B船は、左舷前方にA船を認めたが、船長Bが、A船が避けてくれるものと思い、船尾で網を洗う作業を行い、適切な見張りを行わずに航行して、A船が接近していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、梶取ノ鼻西方沖において、A船が南西進中、B船が東進中、両船が適切な見張りを行わずに航行したため、両船が衝突したこと	

	により発生したものと考えられる。
--	------------------